

協議会だより

Vol. 75 (2025年8月1日発行)

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会



梅雨明け後の猛暑に注意！

7月18日に関東甲信が梅雨明けし、本格的な夏に突入しました。梅雨期間及び梅雨明け後の降水量が少ない地域もあり、今後の水不足が心配されます。

また、梅雨明け後は、連日猛暑日（最高気温が35℃以上の日）となっていますので、しっかり熱中症対策をしましょう。

草刈りなどの作業は、朝夕に実施する組織が多いと思いますが、朝夕でもかなり高温になります。高温下での長時間作業を避け、**こまめな休憩と水分・塩分補給を行い、「絶対に無理をしない、頑張りすぎない」ことが大切です。**

水分補給は、発汗によって失われた体内の水分を回復・維持し、深部体温の上昇を抑えます。**塩分（ナトリウム）などの電解質と糖質を含んだ飲料**は、水分吸収を早めるため、意識的に摂取するよう心がけましょう。



20分おきに 休憩 水分・塩分補給

- ・ 涼しい日陰などで、作業着を脱ぎ、体温を下げましょう。
- ・ のどが渴いていなくても、20分おきにコップ1、2杯以上を目安に水分補給しましょう。

微細な氷の粒が入った
アイススラリーや経口
補水液がおすすめ！



【農林水産省 熱中症対策研修テキストから】

遊休農地発生防止のための点検及び保全管理のお願い

農地維持活動の点検として、「**遊休農地等の発生状況の把握**」を**毎年度実施**することになっています。

「**遊休農地**」とは、「**現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が不可能な農地のうち、人力・農業用機械で農業生産が再開できない土地**」であって、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるものをいいます。

また、現在は耕作されているものの、耕作者の高齢化・不在などから、今後遊休農地になりそうな農地は、「**遊休農地となるおそれのある農地**」と称し、「遊休農地」と区別しています。

農用地の点検において、構成員による現地調査や農業委員会による遊休農地に関する措置状況調査などにより、**遊休農地となるおそれのある農地を把握した場合は、必ず活動組織内で共有**してください。

その後、土地所有者に確認し草刈りを促すか、所有者が実施できない状況であれば、所有者の了解を得た上で、活動組織が草刈りをするなどして、耕作可能な状態にしておく必要があります。

この作業は、「**遊休農地発生防止のための保全管理**」として、**毎年度実施**する必要がありますので、農用地の点検と保全管理を忘れずに実施してください。

なお、活動計画書の認定農用地面積に遊休農地面積を位置づけた場合は、活動期間内に耕作可能な状態まで戻す必要がありますので、再度確認をお願いします。



事務研修会がスタート

7月から、市町村単位での事務研修会を開催しています。研修内容は、次のとおりです。

- ① 事業制度
- ② 書類の作成方法
- ③ みどりチェック
- ④ 外部発注工事の進め方
- ⑤ 作業時の安全管理
- ⑥ 活動組織の広域化



活動組織の代表、事務局の方に参加していただいておりますが、後日、**活動組織の役員の皆さんに伝達していただきたい**と思います。

研修会の資料は、協議会ホームページにも掲載しますので、活動組織での説明や研修でご活用ください。

「みどりチェック」の導入

令和7年度から、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、**農林水産省の全ての補助事業に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」（みどりチェック）を導入**することとなりました。

クロスコンプライアンスとは、農林水産省の補助金等の交付を受ける場合に、「みどりの食料システム法」の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」のうち、最低限の内容について、

- ① 取り組む内容を事業申請時にチェックシートで提出すること
- ② 実際に取り組んだ内容を事業実施後に報告すること

を義務化するものです。

「みどりチェック」のチェックシートの記入・提出と取組の実践は、多面的機能支払交付金の受給要件となりますので、ご理解願います。

継続性を考慮し、過度な負担とならないよう取り組んでください。

「みどりチェック」チェックシートの記入方法

申請時は、①から④のうち該当する全ての項目の「します」の□にチェックし、報告時（活動期間の最終年度）は、実施した内容を踏まえ、該当する全ての項目の「しました」の□にチェックしてください。

記載された内容が該当しない項目は、「該当しない」の□にチェックしてください。この場合、申請時及び報告時のチェックは不要です。

様式第ⅠーⅠ号

申請時記入日：令和 7年 6月

報告時記入日：令和 年 月

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック） チェックシート

組織名：〇〇〇〇保全会

	(1) 適正な施肥	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
①	「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の適正な保管	☒	☐	☐
②	「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☒	☐	☐
	(2) 適正な除草や害虫駆除等	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
③	多面支払(※2)の活動で農業を使った除草や害虫駆除等を行う場合やみどり加算の交付を受ける場合 農業の適正な使用・保管	☒	☐	☐
④	「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 農業の使用状況等の記録・保存	☒	☐	☐
	(3) エネルギーの節減	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑤	活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める	☒	☐	☐
⑥	活動組織で作業機械等を所有している場合 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	☒	☐	☐
	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑦	全ての活動組織及び広域活動組織（特定事業実施者を除く） 除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐	☒	☐

①②みどり加算の取組を実施する組織は、「します」にチェックします。
記入例は、取組を実施しない場合です。

③交付金の活動で、農薬（除草剤を含む）を使用した除草や害虫駆除を実施する組織又はみどり加算の取組を実施する組織は、「します」にチェックします。
記入例は、取組を実施しない場合です。

④みどり加算の取組を実施する組織は、「します」にチェックします。

⑤⑥作業機械※を所有している組織は、「します」にチェックします。
記入例は、個人所有の機械とリース機械のみで活動している場合です。

※草刈機、チェーンソー、ポンプなど財産管理台帳に掲載している機械

⑦全ての組織が「します」にチェックします。
資源向上支払の交付のみの組織も、農地維持活動を実施しているため該当になります。

- ※1 P6の環境負荷低減の取組（みどり加算）
＜多面的機能支払交付金実施要綱別紙2の第6の2の（1）のウのdの活動＞
- ※2 便宜上、多面的機能支払交付金のことを「多面支払」と表記

	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑧ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者	ブラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☒	☒	☐
⑧ 全ての組織が「します」にチェックします。				
⑨ 交付金の活動で農薬（除草剤を含む）を使用した除草や害虫駆除を実施する組織は、「します」にチェックします。 記入例は、交付金の活動で、農薬を使用しない場合です。				
	(6) 生物多様性への悪影響の防止	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑨ 多面支払（※2）の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合 雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める	☒	☐	☐	☐
⑩ 生態系への影響が想定される工事等を実施する場合 生態系に配慮した事業実施に努める	☐	☒	☐	☐
⑩ 生態系への影響が想定される作業や工事を実施する組織は「します」にチェックします。 土地改良事業は、環境との調和に配慮することが必須です。生態系保全や長寿命化工事に取り組む組織は、該当する可能性があります。				
	(7) 環境関係法令の遵守等	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑪ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	☒	☒	☐	☐
⑫ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 関係法令の遵守	☒	☒	☐	☐
⑬ 活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の適切な整備と管理の実施に努める	☒	☐	☐	☐
⑭ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 正しい知識に基づく作業安全に努める	☒	☒	☐	☐
⑪⑫ 全ての組織が、「します」にチェックします。				
⑬ 作業機械を所有している組織は「します」にチェックします。 記入例は、個人所有の機械とリース機械のみで活動している場合です。				
⑭ 全ての組織が「します」にチェックします。				

【該当項目早見表】

対象となる活動組織・広域活動組織	チェックシートの該当項目
❑ 全ての活動組織・広域活動組織	⑦ ⑧ ⑪ ⑫ ⑭
❑ 環境負荷低減の取組（みどり加算）を実施する活動組織・広域活動組織	① ② ③ ④
❑ 農薬（除草剤を含む）を使用した除草や害虫駆除を実施する活動組織・広域活動組織	③ ⑨
❑ 作業機械を所有している活動組織・広域活動組織（個人所有の機械やリース機械は対象外）	⑤ ⑥ ⑬
❑ 農村環境保全活動において「生態系保全」に取り組む活動組織・広域活動組織 ❑ 生態系への影響が想定される作業や工事を実施する活動組織・広域活動組織	⑩

草刈機などの盗難に注意！

新聞記事によると、5～6月に草刈機の盗難事件があったようです。被害に遭ったのは、倉庫や自宅庭先に置いてあった草刈機です。

警察の調べでは、草刈機は、持ち運びが簡単で、軽トラックなどに複数台積んでいても怪しまれないため、狙われたのではないかということです。

個人所有の草刈機のほか、活動組織によっては、交付金で購入した草刈機などもありますので、**施錠できる倉庫などにきちんと保管**し、管理者がときどき確認するようお願いいたします。



活動の手引（暫定版）

「活動の手引」（令和7年度暫定版）を作成し、事務研修会の資料として使用しています。協議会ホームページにも掲載しますので、活動に当たっての参考としてください。今後、随時更新する予定です。

役員変更のお知らせ

令和7年6月26日付けで、協議会役員が変更になりました。

役職	組織名	職名	氏名
副会長	長野県農業協同組合中央会	常務理事	中塚 徹

協議会では、多面的機能支払事業に関する質問や相談をお受けしています。お気軽にお問い合わせください。

発行 長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会

担 当 柳澤、柄澤、小田切
電 話 026-219-6351
ファクシミリ 026-219-6352
電子メール nagano-tamenteki@wonder.ocn.ne.jp
ホームページ <http://www.nagano-nouchimizu.net/>